

木造住宅以外の建築物への耐震助成制度一覧

平成25年7月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成	補助	○		○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している非木造の民間建築物	法人所有の場合は中小企業者であること	200万円	5/10		まちづくり推進部 建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	
	千代田区住宅付建築物耐震促進(耐震改修)	補助	○			○	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物、非木造で所有者が居住する住宅部分があること。	当該建築物を所有かつ居住していること	150万円	23%	建物全体の改修費のうち、住宅部分相当(面積割合)を対象とする	建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	
	千代田区マンション等の耐震促進事業(耐震診断)	補助		○			マンション(昭和56年6月1日以降に建築された建築物も対象とする)	管理組合、賃貸マンション所有者	①400万円 ②300万円	①10/10 ②3/4	①分譲マンション ②賃貸マンション 住民登録率により、補助率・限度額が変動	まちづくり推進部 建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	
	千代田区マンション等の耐震促進事業(補強設計)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合、賃貸マンション所有者	500万円	2/3		建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	
	千代田区マンション等の耐震促進事業(耐震改修)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合、賃貸マンション所有者	①10,879万円 ②7,252万円	①23% ②23%の2/3	①促進法に基づく認定 ②促進法に基づく認定が取れないもの	建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	
	千代田区マンション等の耐震促進事業(アドバイザー)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築確認を受け建築されたマンションで耐震診断の結果耐震改修が必要と判断されたもの。	管理組合	①13,650円 ②21,000円	①10/10 ②10/10	①耐震診断のアドバイス ②耐震改修等のアドバイス	建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 5211- 4310	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
中央区	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (耐震診断)	補助	○				昭和56年5月31日以前に着工された住宅		50万円	10/10		都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
				○			昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション	管理組合	200万円	2/3				
					○		昭和56年5月31日以前に着工された賃貸マンション	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	200万円	2/3				
						○	昭和56年5月31日以前に着工された非木造の業務商業建築物	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	50万円	2/3				
	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (耐震診断・補強計画)	補助				○	昭和56年5月31日以前に着工された木造の業務商業建築物	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	50万円	2/3	区内業者に発注する耐震診断・補強計画	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (補強設計)	補助	○				昭和56年5月31日以前に着工された住宅		50万円	10/10		都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
				○			昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション	管理組合	200万円	2/3				
					○		昭和56年5月31日以前に着工された賃貸マンション	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	100万円	2/3				
	住宅・建築物耐震改修等支援事業 (耐震補強工事)	補助	○				昭和56年5月31日以前に着工された住宅	①一般世帯 ②高齢者又は心身に障害のある方がいる世帯	300万円+30万円	①1/2+30万円 ②10/10		都市整備部建築課構造係	03-3546-5459	
				○			昭和56年5月31日以前に着工された分譲マンション	管理組合	3000万円+30万円×住戸数	1/2+30万円×住戸数				
					○		昭和56年5月31日以前に着工された賃貸マンション	所有者が法人の場合は、中小企業であることなど	1500万円+30万円×住戸数	1/2+30万円×住戸数				
港区	港区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築された住宅、共同住宅、病院等	所有者および区分所有者の代表	①住宅、長屋、下宿100万円②共同住宅300万円③幼稚園、診療所、病院等150万円	2/3		街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224
	港区民間建築物耐震化促進事業	補助	○	○		○	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅、長屋、分譲マンション、賃貸マンション ・耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断されたもの ・区が指定する機関の評定を受けたもの	所有者および区分所有者の代表	補強設計 ①住宅50万円 ②分譲・賃貸マンション200万円 改修 ①分譲マンション7,000万円 ②賃貸マンション3,000万円 分譲マンション建替え3,500万円	補強設計2/3 改修1/2 建替え1/3	耐震改修の補強設計、耐震改修工事及び建替えを行うもの	街づくり支援部都市計画課住宅支援係	03-3578-2111	2223 2224

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣	○	○	○		・昭56年5月31日以前に着工された非木造建築物。 ・延べ面積の1/2以上が住宅、共同住宅等 ・特定建築物 ・防災上特に重要な特定建築物				専門の技術者(NPO法人耐震総合安全機構)を無料で派遣し、耐震に関するアドバイスをを行う。併せて、簡易耐震診断(一次診断等)についても無料で行う。 (5回まで)	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848
	建築物等耐震化支援事業	補助	○	○	○		・昭56年5月31日以前に着工された非木造建築物。 ・延べ面積の1/2以上が住宅、共同住宅等 ・特定建築物 ・防災上特に重要な特定建築物	<耐震診断、補強設計> ・個人または法人の場合、所有者 ・区分所有の場合、管理組合の総会決議を得た代表者または、共有持分の過半の承諾を得た代表者 <耐震改修工事> 上記の要件および、下記の要件を満たすもの ・個人の場合、世帯全員の所得合計額が800万円以内であり、世帯全員が住民税を滞納していないこと ・法人の場合、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者	<耐震診断、補強設計> それぞれ上限200万円 《戸建て住宅》 ・1,000円/㎡ 《戸建て住宅以外》 ・2,000円/㎡(延べ面積1,000㎡以内の部分) ・1,500円/㎡(延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分) ・1,000円/㎡(延べ面積2,000㎡を超える部分) <耐震改修工事> ①住宅: 上限4,000万円 ②マンション: 上限4,000万円 ③特定建築物: 上限1,000万円 ④防災上特に重要な特定建築物: 上限2,000万円	<耐震診断、補強設計> 2/3 <耐震改修工事> ①~④2/3	<耐震診断、補強設計> 区が定めた指定機関において評価を受けたもの <耐震改修工事> ・耐震診断の結果、構造耐震指標が0.6未満であり、改修工事の結果、構造耐震指標が0.6以上となるもの ・区が定めた指定機関において評価を受けた耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事をおこなったもの ・道路突出および無接道でないこと	都市計画部地域整備課	03-5273-3829	4848
文京区	耐震診断助成事業	補助	○	○	○	○	・昭和56年以前に建築された民間の建築物 ただし、違反建築物で現に是正指導を受けているものを除く	なし	非木造建築物: 50万円 特定建築物: 100万円 分譲マンション: 100万円	1/2		都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
	耐震改修設計助成事業	補助	○	○			・昭和56年以前に建築された住宅建築物(共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供するものに限る)	個人又は中小企業者	非木造建築物: 40万円 分譲マンション: 200万円	1/2		都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	
	耐震改修促進助成事業	補助	○	○			・昭和56年以前に建築された住宅建築物(共同住宅・併用住宅を含み、延べ面積の1/2以上を住宅の用途に供するものに限る)	個人又は中小企業者	非木造建築物: 300万円 分譲マンション: 1000万円	1/2		都市計画部地域整備課住環境整備担当	03-5803-1374	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
台東区	耐震診断・耐震改修工事助成(診断) ※木造住宅以外の住宅	補助	○				①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②延床面積の1/2以上が住宅であること ③木造住宅は2階建て以下のもの ④基礎が大谷石や置き石でないもの ⑤現に建築基準法による是正指導を受けていないもの	①対象建築物の所有者または使用者 ②台東区民であること ③個人または中小企業 ④住民税等を滞納していないこと	50万円以内	1/2	耐震診断には、次の内容を含む ①予備調査 ②本診断 ③改修工事設計案作成 ④改修工事費概算見積書作成	建築課建築防災担当	03-5246-1335 (直)	3641 3642
	耐震診断・耐震改修工事助成(診断) ※住宅以外の建築物(煙突等)					○	①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②木造建築物の場合は2階建て以下のもの ③基礎が大谷石や置き石でないもの ④現に建築基準法による是正指導を受けていないもの	①対象建築物の所有者または使用者 ②台東区民であること ③個人または中小企業 ④住民税等を滞納していないこと	15万円	8/10	耐震診断には、次の内容を含む ①予備調査 ②本診断 ③改修工事設計案作成 ④改修工事費概算見積書作成	建築課建築防災担当	03-5246-1335 (直)	3641 3642
	耐震診断・耐震改修工事助成(工事)	補助	○				①上記助成を受けて耐震診断を行ったもの ②延床面積の1/2が住宅であること ③建築基準法令等に適合していること	①対象建築物の所有者または使用者 ②台東区民であること ③個人 ④住民税等を滞納していないこと	地域により異なる [重点地域]120万円以内 [その他地域]100万円以内	地域により異なる [重点地域]2/3 [その他地域]1/2	※木造または木造以外の住宅のみ対象	建築課建築防災担当	03-5246-1335 (直)	3641 3642
墨田区	墨田区民間建築物耐震診断助成	補助	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された墨田区内の建築物 (工業化認定住宅及び補強コンクリートブロック造の建築物を除く)	耐震診断を実施する方 (大企業を除く)	非木造50~200万円(診断対象床面積による)	1/2	・診断結果の評定取得が必要(区指定)	墨田区都市計画部建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	非木造建築物無料耐震相談	派遣	○	○	○	○	区内の非木造建築物	居住者、もしくは所有者	無料	無料	建築士による、耐震化に係る相談	墨田区都市計画部建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	耐震化アドバイザー	派遣	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された階数が3以上の耐火または簡易耐火建築物	申請者は対象となる建築物の所有者 (分譲マンションの場合は管理組合等。) 大企業等は除く。	無料 (一物件につき3回までの派遣)	無料 (一物件につき3回までの派遣)	どのように耐震化を進めたいかお困りのマンション管理組合などに対して、耐震の専門家を派遣し、耐震改修への進め方等のアドバイスを行う。	墨田区都市計画部建築指導課耐震化担当	5608-6269	3955 3956
	墨田区分譲マンション・沿道建築物等耐震化促進補助事業	補助				○	以下の要件を満たし、かつ下記の1、2のいずれかに該当する分譲マンション ・耐震診断により、Isが0.6未満もしくは倒壊の危険があると判断された建築物 ・昭和56年5月31日以前に建てられた耐火または準耐火建築物 ・評定機関の評定を取得した補強設計に基づく耐震改修工事を行うものであること ・大部分が居住のための用途であること 1.避難路に面する分譲マンション ・高さが18m以上かつ、前面道路中心からの45度の斜線よりも高さが高いこと ・25年以上の長期修繕計画がある ・敷地面積(道路の中心までを含む)がおおむね500㎡以上 2.避難路以外の場所にある分譲マンション ・地階を除く階数が3階建て以上であること	分譲マンションの管理組合等 (国等および大企業者を除く)	・補強設計 200万円 ・耐震改修工事 2,000万円	・補強設計 補助基準額×1/2 ・耐震改修工事 補助基準額×1/3 ※補助対象経費は、面積による補助基準額以内	補強設計補助では、評定機関による評定の取得が必要	都市計画部建築指導課耐震化担当	03-5608-6269	3956

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
江東区	民間建築物耐震促進事業(アドバイザー派遣)	技術者派遣		○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された、分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	無料	1/2	分譲・賃貸マンション、緊急輸送道路沿道建築物(耐震改修促進法第6条第3号)、民間特定建物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)	都市整備部建築調整課建築防災係	直03-3647-9764	2951
	民間建築物耐震促進事業	補助	○	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築された、非木造戸建住宅、分譲・賃貸マンション、民間特定建物。耐火構造もしくは準耐火構造。指定機関の評定を受けたもの。(戸建住宅は評定不要)	所有者が企業の場合は中小企業(中小企業基本法による)に限る。	(非木造戸建住宅) 耐震診断 100万円 耐震設計 100万円 耐震改修 200万円 (民間特定建築物・マンション) 耐震診断 150万円 耐震設計 150万円 耐震改修 1000万円	2/3 1/2	非木造戸建住宅、分譲・賃貸マンション、民間特定建物(耐震改修促進法第6条第1号及び第2号)	都市整備部建築調整課建築防災係	直03-3647-9764	2951
	住宅修築資金融資あっせん	利子補給融資あっせん	○	○			区の民間建築物耐震改修等助成を受けることが決定している自己所有の居住する区内の住宅	区内居住年数 区民税完納 連帯保証人	500万円	償還期間5年以下: 2.65% 5年超10年以下: 2.95%	区民が住宅の修築を行うとする場合、自己資金だけでは修築が困難な方に対して、区が金融機関に融資のあっ旋を行う。	都市整備部住宅課 住宅指導係	03-3647-9473	
	マンション共用部分リフォーム支援利子補給制度	利子補給		○			住宅金融支援機構のマンションリフォームを受けて共用部分等の修繕を行う江東区区内の民間共同住宅	対象建築物の管理組合・賃貸オーナー		融資金利の相当額 (句の助成を受けた場合に限り)	住宅金融支援機構の融資の1.0%(耐震改修工事の場合、区の助成を受けていれば融資金利)相当分を区が5年間助成する。	都市整備部住宅課 住宅指導係	03-3647-9473	
品川区	住宅等耐震診断支援事業	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅・長屋及び共同住宅で個人所有のもの(併用住宅を含む)①非木造住宅②分譲マンション(地上3階建て以上で、延床面積1,000㎡以上または、啓開道路沿道のもの)	対象建築物所有者または、区分所有建築物の代表者	(非木造住宅)10万円 (分譲マンション)150万円	1/2		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
	住宅等耐震補強設計支援事業	補助	○	○			耐震診断要綱に基づく助成金の交付の対象となった建築物で、Is値が0.6未満のもの。	対象建築物所有者または、区分所有建築物の代表者	(非木造住宅)20万円 (分譲マンション)100万円	(非木造住宅)1/2 (分譲マンション)1/3		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
	住宅等耐震改修等支援事業	補助	○	○			区の耐震診断助成を受け、Is値が0.6未満のもの。	対象建築物所有者または、区分所有建築物の代表者	(非木造住宅)150万円 (分譲マンション)2,500万円	(非木造住宅)10/10 (分譲マンション)1/3		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	
	耐震化アドバイザー派遣事業	補助	○	○			昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション(地上3階建て以上で、延床面積1,000㎡以上または、啓開道路沿道のもの)または緊急輸送道路沿道建築物。	対象建築物所有者または、区分所有建築物の代表者		全額負担		都市環境事業部 都市計画課耐震化促進担当	03-5742-6634	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
目黒区	建築物耐震診断助成	補助	○	○	○		①非木造住宅 ②分譲マンション(3Fかつ1000㎡以上) ③特定建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	①60万円 ②③200万円	1/2		建築課耐震化促進係	03-5722-9490		
	建築物耐震改修助成	補助	○	○	○		①非木造住宅 ②分譲マンション(3Fかつ1000㎡以上) ③特定建築物	対象建築物の所有者(法人含む)または区分所有建築物の代表者(住民税・固定資産税完納)	①300万円 ②③1500万円	①1/3 ②2/3 ③1/3	・耐震基準に満たない建築物を耐震基準以上に引き上げる工事を対象 ・評定を受けることが必要 ・特定建築物は学校、病院、賃貸共同住宅、老人ホーム、幼稚園、保育所等に限定	建築課耐震化促進係	03-5722-9490		
	分譲マンションアドバイザー制度	補助		○			分譲マンション			全額負担		建築課耐震化促進係	03-5722-9491		
大田区	大田区建築物耐震診断助成事業	補助	○	○	○	○	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた民間建築物のうち、概ね建築基準法に適合しているもの。(ただし、補強コンクリートブロック造等の耐震診断基準のないものを除く。)	対象建築物の所有者。ただし、事業者は中小企業基本法第2条の規定に適合するもの。	マンションを含む非木造建築物100万円	2/3	耐震診断は、建築士事務所の建築士が行うこと。	まちづくり推進部 都市開発課防災まちづくり担当	03-5744-1349		
	大田区建築物耐震改修計画・設計助成事業	補助	○	○	○	○			マンションを含む非木造建築物100万円	2/3					区の耐震診断助成を受けた建築物。
	大田区建築物耐震改修工事助成事業	補助	○	○	○	○			非木造建築物350万円、分譲マンション1,000万円、賃貸マンション500万円	1/2					区の耐震診断助成を受けた建築物。構造耐震指標が、非木造の場合0.6以上となる耐震改修工事であること。
	中小企業融資あっせん制度(耐震対策資金)	利子補給、保証料補助	○	○		○			中小企業者であり、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの、法定期限内に確定申告をし、納期到来分の税金を完納しているもの	1,500万円					全額利子補給・信用保証料を全額補助

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区住宅・建築物耐震診断助成	補助	○	○	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①プレハブ住宅、②木造以外の住宅、③防災上特に必要な建築物。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	①10万円 ②100万円 ③150万円	7/10	防災上特に重要な建築物：世田谷区地域防災計画に位置付けられる後方医療機関、高齢者や幼児等の災害時の要援護者が日常的に利用している施設(病院、劇場、公会堂、百貨店、美術館、老人ホーム、幼稚園など)	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区住宅・建築物耐震改修計画・設計助成	補助	○	○	○	○	上記耐震診断助成に基づく診断した結果、耐震性が劣ると判定された建築物、かつ、原則として検査済証の交付を受けたもので、①から④のいずれにも該当するもの。(ただし、除外建築物あり) ①非木造住宅または、防災上特に重要な建築物、②建築基準法の規定に適合した建築物、③第三者機関の評定を受ける建築物、④構造耐震指標Is値が0.6以上相当する計画・設計、工事を行うこと。	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと 不動産業を営み売買または賃貸を目的に所有する方を除く	非木造住宅は100万円 防災上特に重要な建築物は150万円	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区住宅・建築物耐震改修工事助成	補助	○	○	○	○	上記、耐震計画・設計助成を受けているもの。	同上	非木造住宅は200万円 防災上特に重要な建築物は400万円 ※H25年度に完了する住宅・共同住宅の改修工事に限り、1住戸につき30万円上乗せ	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
世田谷区	世田谷区分譲マンション・特定建築物耐震診断助成	補助		○	○	○	昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②特定建築物、③防災上特に重要な特定建築物、④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション、⑤緊急輸送道路沿いの分譲マンション・特定建築物。(ただし、除外建築物あり)	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	①と②は150万円 ③と④は200万円 ⑤は300万円	2/3	特定建築物:耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物、防災上特に重要な特定建築物:耐震改修促進法第6条第1項に掲げる民間の建築物のうち世田谷区地域防災計画に位置付けられる後方医療機関、高齢者や幼児等が日常的に利用している施設及び震災時に重要な機能を果たす建築物等。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区耐震改修アドバイザー派遣	技術者派遣		○			昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた①分譲マンション、②沿道耐震化道路沿いの分譲マンション。(ただし、除外建築物あり)	同上	区が全額負担		区と委託契約した団体を派遣。1建物につき、耐震診断前3回、耐震診断後2回、計5回まで。	都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区分譲マンション・特定建築物耐震改修計画・設計助成	補助		○	○	○	区で実施している分譲マンション・特定建築物耐震診断助成を受け診断した結果、構造耐震指標Is値が0.6未満相当と判定され、0.6以上とする設計をする建築物かつ耐火建築物または準耐火建築物で原則、検査済証を取得し、第三者機関の評定を受ける以下の建築物。 ①分譲マンション(延べ1,000㎡以上かつ、地上を除く階数が3以上、ただし、④を除く) ②特定建築物(③を除く) ③防災上特に重要な特定建築物 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンションで、建物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の沿道耐震化道路の境界線までの水平距離に、前面の沿道耐震化道路の幅員の2分の1に相当した距離を加えたものを超えるもの	区内に存する対象建築物を所有する個人、共有建築物の代表者 区民税を滞納していないこと 不動産を営み売買または賃貸を目的に所有する方を除く	①分譲マンション②特定建築物は150万円 ③防災上特に重要な特定建築物 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンションは200万円 ※H25年度に完了する住宅・共同住宅の改修工事に限り、1住戸につき30万円上乗せ	2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	
	世田谷区分譲マンション・特定建築物耐震改修工事助成	補助		○	○	○	上記、耐震計画・設計助成を受けていること。	同上	①分譲マンションは2,000万円 ②特定建築物は1,000万円 ③防災上特に重要な特定建築物 6,000万円 ④沿道耐震化道路沿いの分譲マンション3,000万円	①～③は工事に要する費用に23%を乗じて得た額の2/3 ④は工事に要する費用に50%を乗じて得た額の2/3		都市整備部建築調整課	03-5432-2468	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
渋谷区	分譲マンション耐震化支援事業(耐震診断)	補助		○			・1000㎡・3階建て以上の分譲マンション ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物 ・所有者の過半が現に居住している個人 ・建築基準法に適合している ・診断結果について、指定する機関の評定を受けること	分譲マンションの管理組合	300万円	費用の2/3 非居住部分は面積比で減額	・登記簿謄本及び住民票の提出による対象条件の審査	都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
	分譲マンション耐震化支援事業(耐震計画・補強設計)	補助		○			・1000㎡・3階建て以上の分譲マンション ・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物 ・所有者の過半が現に居住している個人 ・建築基準法に適合している	分譲マンションの管理組合	300万円 改修工事助成と合計で自己居住用住戸1戸あたり50万円まで	費用の2/3 非居住部分は面積比で減額	・登記簿謄本及び住民票の提出による対象条件の審査 ・建築基準法に基づく検査済証が発行されていること ・緊急輸送道路沿道及び特定緊急輸送道路沿道の建築物は除外	都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
	分譲マンション耐震化支援事業(耐震改修)	補助		○			・検査済み証が発行されている ・耐震診断の結果Is値0.6未満である ・耐震改修計画について、指定する機関の評定を受けること	分譲マンションの管理組合	2,000万円 改修計画助成と合計で自己居住用住戸1戸あたり50万円まで	費用の23%の2/3 非居住部分は面積比で減額		都市整備部 まちづくり課 防災まちづくり係	03-3463-2647	
中野区	非木造共同住宅耐震診断助成事業	補助		○			耐火・準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に着工した非木造共同住宅	分譲マンション管理組合、分譲マンション以外は、建築物の所有者	750万円 (面積に応じ限度額を定める)	助成対象限度額内 10/10		都市基盤部建築分野 耐震化促進担当	03-3228-5576	
	分譲マンション耐震化アドバイザー派遣	補助		○			原則、昭56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた分譲マンション	区内に存する対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	・合意形成に関するテキストの解説13,000円 ・設計図書等についての具体的な助言 20,000円	各コース、一建物につき、7回		都市基盤部建築分野 耐震化促進担当	03-3228-5576	
杉並区	木造以外の耐震化支援事業(アドバイザー派遣)	技術士派遣	○	○	○	○	・昭56年5月31日以前に建築された民間建築物	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社	無料			都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(簡易診断)	技術士派遣	△	○	△	△	・アドバイザー派遣の結果、耐震診断や耐震改修の必要が明らかになったもので、用途が共同住宅または、一定の地域に立っているもの	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社	無料			都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(精密診断)	補助	○	○	○	○	・アドバイザー派遣や簡易診断の結果、精密診断が必要とされた建物	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社 ・住民税を滞納していないこと	戸建住宅 30万円 マンション等 75万円 (分譲マンションは150万円、その他一定の要件を満たせば、100万円)	戸建住宅 1/2 マンション等 1/4 (分譲マンションは1/2、その他一定の要件を満たせば、1/3))	区の指定機関による評定が必要。	都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329
	木造以外の耐震化支援事業(耐震改修)	補助	○	○	○	○	・区の補助をうけ耐震診断した結果、耐震改修の必要が明らかになったもの	・建物の所有者(区分所有のマンションは管理組合の代表者) ・法人所有の建物は法人の代表者 ・中小企業基本法による中小企業者である会社 ・住民税を滞納していないこと	戸建住宅 IS<0.6 50万円 IS≥0.6 100万円 マンション等 1,000万円 (評定等を取得し一定の要件を満たすものは、1,500万円～2,500万円)	戸建住宅 1/2 マンション等 1/4 (分譲マンションは1/2、その他一定の要件を満たせば、1/3))		都市整備部まちづくり推進課耐震改修担当	03-3312-2111	3328 3329

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
豊島区	非木造住宅耐震診断助成制度	補助	○				昭56年5月31日以前に建築された木造以外の住宅	所有者かつ居住者	20万円	2/3		都市整備部建築課 許可・耐震グループ	03-3981-0590	
	分譲マンション耐震診断助成制度	補助		○			昭56年5月31日以前に建築された分譲マンションで3階以上のもの	管理組合	100万円	2/3		都市整備部マンション担当課長	03-3981-1385	
	分譲マンション耐震改修助成制度	補助		○			昭56年5月31日以前に建築された分譲マンションで、補強設計によりIs値が0.6以上となるように耐震改修工事を行う等の条件を満たす建築物	管理組合	1000万円	23%	3階以上のもの	都市整備部マンション担当課長	03-3981-1385	
北区	北区マンション耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣		○			昭56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンション	管理組合の理事長	全額区が負担		対象者からの申請に応じ、区が委託する団体が、耐震に関する助言、区分所有者の合意形成のための相談を行う	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業(簡易診断)	技術者派遣		○			昭56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンション	管理組合の理事長	全額区が負担		対象者からの申請に応じ、区が委託する団体が簡易診断を行う	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業(耐震診断費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンション	①管理組合理事長が総会の議決を得て申請すること②全戸数(居住の用に供するものに限る)の半数以上の異なる区分所有者が存すること	100万円	1/3	耐震診断費用	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業(耐震補強設計費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンション	①管理組合理事長が総会の議決を得て申請すること②全戸数(居住の用に供するものに限る)の半数以上の異なる区分所有者が存すること③耐震改修計画の認定を受けること	100万円	1/3	耐震補強設計費用	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区マンション耐震化支援事業(耐震改修工事費用助成)	補助		○			昭56年5月31日以前に建築に着手した分譲マンション	①管理組合理事長が総会の議決を得て申請すること②全戸数(居住の用に供するものに限る)の半数以上の異なる区分所有者が存すること	限度額は延床面積に応じ①5,000㎡未満2,000万円②5,000㎡以上10,000㎡未満2,500万円③10,000㎡以上3,000万円	1/3	耐震改修工事費用	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区賃貸マンション耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣		○			①昭56年5月31日以前に建築に着手した地上3階建て以上の賃貸マンション②延べ床面積の半分以上が住宅の用に供する建物	①賃貸マンション所有者②住民税を滞納していないこと	全額区が負担		対象者からの申請に応じ、区が委託する団体が、耐震に関する助言・相談を行う	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区賃貸マンション耐震診断助成事業(簡易診断)	技術者派遣		○			①昭56年5月31日以前に建築に着手した地上3階建て以上の賃貸マンション②延べ床面積の半分以上が住宅の用に供する建物	①賃貸マンション所有者②住民税を滞納していないこと	全額区が負担		対象者からの申請に応じ、区が委託する団体が簡易診断を行う	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
	北区賃貸マンション耐震診断助成事業(耐震診断)	補助		○			①昭56年5月31日以前に建築に着手した地上3階建て以上の賃貸マンション②延べ床面積の半分以上が住宅の用に供する建物	①賃貸マンション所有者②住民税を滞納していないこと	50万円	1/3	耐震診断費用	まちづくり部住宅課住宅計画係	03-3908-9201	
北区擁壁等安全対策支援事業	補助				○	道路に面する高さ1.5m以上の住宅地を形成するがけ・擁壁	がけ・擁壁の所有者で住民税を滞納していないこと	400万円	1/3	不動産の譲渡又は貸し付けを業とする者で当該業のため所有又は占有するものを除く	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240		

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
荒川区	非木造建物耐震化推進事業(分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業)	技術者派遣		○			・昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション	分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	全額区が負担				防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827
	非木造建物耐震化推進事業(耐震診断支援事業)	補助	○	○		○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の分譲マンション、賃貸マンション、戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者 ・住民税等を滞納していないこと	分譲マンション100万円・賃貸マンション50万円・戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所15万円	分譲マンション、戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・賃貸マンション・戸建住宅(貸家)1/2	耐震診断に必要な設計図書が備わっていること	防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827	
	非木造建物耐震化推進事業(耐震補強設計支援事業)	補助	○	○		○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の分譲マンション、賃貸マンション、戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物 ・延べ面積500㎡以上の建物は評定を受けたもの	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者 ・住民税等を滞納していないこと	分譲マンション100万円・賃貸マンション50万円・戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所15万円	分譲マンション、戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・賃貸マンション・戸建住宅(貸家)1/2		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3111	2826 2827	
	非木造建物耐震化推進事業(耐震補強工事支援事業)	補助	○	○		○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の分譲マンション、賃貸マンション、戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所 ・区の耐震補強設計支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者 ・住民税等を滞納していないこと	分譲マンション1,000万円・賃貸マンション500万円・戸建住宅(貸家含む)、町会事務所、診療所100万円	分譲マンション、戸建住宅(自己用)、町会事務所、診療所2/3・賃貸マンション、戸建住宅(貸家)1/2		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3112	2826 2828	
	非木造建物耐震化推進事業(耐震建替え工事支援事業)	補助	○	○		○	・昭和56年5月31日以前に建築された非木造の戸建住宅(貸家含む)、診療所 ・区の耐震診断支援事業を受けた建物	・対象建物の所有者(法人の場合は、中小企業者(宅建業者を除く)) ・住民税等を滞納していないこと	戸建住宅(貸家含む)、診療所150万円	戸建住宅(自己用)、診療所2/3・戸建住宅(貸家)1/2		防災都市づくり部 防災街づくり推進課	03-3802-3112	2826 2828	
板橋区	耐震診断経費助成	補助	○	○	○	○	昭56年5月31日以前のS・RC・SRC造のマンション・建築物 (プレハブ造・軽量鉄骨造は除く)	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	200万円 (面積単価の上限あり)	2/3		都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		
	耐震補強設計助成	補助		○	○		次の条件を全て満たす建物①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物②非木造建築物③耐震診断の評定を受けたもの。	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	100万円 (面積単価の上限あり)	1/3	①敷地面積がおおむね500㎡以上、②延べ面積が1,000㎡以上、③地上3階建て以上	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		
	耐震改修工事費助成	補助		○	○		次の条件を全て満たす建物①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物②非木造建築物③耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定及び認定を受けたもの。	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者 ・住民税等を滞納していない	上限2,000万円 (47,300円/㎡まで)	約15%	①敷地面積がおおむね500㎡以上、②延べ面積が1,000㎡以上、③地上3階建て以上	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		
	耐震化アドバイザー派遣事業	技術者派遣	○	○	○	○	昭56年5月31日以前のS・RC・SRC造のマンション・建築物 (プレハブ造・軽量鉄骨造は除く)	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者	区が負担		アドバイザー(建築士等)を派遣し、耐震化に関する相談に応じる。	都市整備部建築指導課 構造グループ	03-3579-2579		

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
練馬区	戸建住宅の無料簡易耐震診断	技術者派遣	○				昭56年5月以前に建築された建築物	・対象建築物を所有者し、かつ、居住していること。			一般社団法人練馬区建築設計事務所協会を診断機関とする	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通	
	民間建築物耐震化支援事業(耐震相談アドバイザー派遣)	技術者派遣		○		○	昭56年5月以前に建築確認を取得した公共的施設、後方医療機関等、分譲マンション、緊急輸送道路沿道の建築物	・マンション管理組合の代表又は、区分所有者の代表 ・対象建築物所有者			耐震相談アドバイザー派遣 対象者からの申請に応じ、アドバイザー(区で委託する団体を派遣)が、耐震に関する調査・相談を行う。	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通	
	戸建住宅の耐震診断・実施設計経費助	補助	○				昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物(都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合がある)	・住民税等を滞納していないこと。 ・対象建築物を所有し、かつ居住していること	30万円	2/3		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-	直通	
	民間建築物の耐震診断経費助成事業	補助			○	○	○		・対象建築物を所有者していること ・住民税等を滞納していないこと	100万円	2/3	中高層等	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
										150万円	2/3	公共的施設、分譲マンション、民間特定建築物			
										200万円	2/3	後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物			
	民間建築物の実設計経費助成事業	補助			○	○	○			200万円	2/3	公共的施設、分譲マンション、民間特定建築物	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
										450万円	2/3	後方医療機関、緊急輸送道路沿道の建築物			
	戸建住宅の耐震改修工事助成事業	補助		○					・対象建築物を所有し、かつ居住していること ・住民税等を滞納していないこと	100万円	2/3		都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
										120万円	4/5	一定所得以下			
										120万円	4/5	区指定の啓開34路線沿い			
										50万円	2/3	簡易補強工事			
	民間建築物の耐震改修工事助成事業	補助			○	○	○	昭56年5月以前に建築確認を取得した建築物(都市計画などにより建築制限のある一部の地域では、助成対象外となる場合がある)	・住民税等を滞納していないこと。 ・対象建築物を所有していること	3000万円	1/2	公共的施設	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938	直通
										6000万円	1/2	後方医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物			
2000万円										1/3	分譲マンション				
1000万円										1/6	民間特定建築物				

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
足立区	耐震診断助成事業	補助	○				昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造住宅	対象建築物の所有者	30万円	100/100		都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	耐震診断助成事業	補助		○			昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された共同住宅	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	500万円 かつ 戸数*10万円	1/2	賃貸、分譲問わず	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	耐震診断助成事業	補助			○		昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された特定建築物	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	500万円	1/2		都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	耐震改修計画の策定	補助		○			昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造の共同住宅で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	300万円	1/2	・賃貸、分譲問わず ・補強設計	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	耐震改修計画の策定	補助			○		昭和56年5月31日以前の耐震基準で建築された非木造の特定建築物で、耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定されたもの	対象建築物の所有者(不動産業者は除く)	300万円	1/2	・補強設計	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	非木造住宅耐震改修工事助成	補助	○				耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された非木造住宅(共同住宅は除く)	・建築物所有者 ・60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯 ・建築物所有者	120万円 100万円	1/2 1/2	一般世帯	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	共同住宅耐震改修工事助成	補助		○			耐震診断助成を受けて実施した耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された共同住宅	耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	3000万円	1/3	・分譲、賃貸問わず ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	特定建築物耐震改修工事助成	補助			○		耐震診断の結果、耐震性が不足しているものと判定された旧耐震基準で建築された特定建築物	耐震改修計画について、評定及び認定を取得したもの	2000万円	1/2	現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	
	家具転倒防止工事等支援助成	補助	○	○			住宅	60歳以上の方を含む世帯、障がい者を含む世帯又は住民税非課税世帯	3万円	100/100	1. 家具の転倒防止器具 2. ガラスの飛散防止フィルム 3. ブロック塀の補強工事 ※ 材料費のみは不可	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)		担当課	TEL	内線
葛飾区	葛飾区民間建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	○		昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の建築物 ①住宅(店舗等併用住宅で住宅の面積が過半のものを含む) ②分譲マンション(店舗等併用の場合、住宅部分の面積が過半のものを含む) ③公益施設(病院、学校、幼稚園、保育園、及び集会所等)	①建物の所有者等 ②管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等 ③建物の所有者等	①20万 ②150万 ③20万	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区民間建築物耐震改修設計助成制度	補助	○	○	○		昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の建築物で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされたもの ①住宅(店舗等併用住宅で住宅の面積が過半のものを含む) ②分譲マンション(店舗等併用の場合、住宅部分の面積が過半のものを含む) ③公益施設(病院、学校、幼稚園、保育園、及び集会所等)	①建物の所有者等 ②管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等 ③建物の所有者等	①30万円 ②150万円 ③30万円	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区民間建築物耐震改修助成制度	補助	○	○	○		昭和56年5月31日以前に建築された木造以外の建築物で、区の助成による耐震診断の結果、耐震改修が必要とされたもの ①住宅(店舗等併用住宅で住宅の面積が過半のものを含む) ②分譲マンション(店舗等併用の場合、住宅部分の面積が過半のものを含む) ③公益施設(病院、学校、幼稚園、保育園、及び集会所等)	①建物の所有者等 ②管理組合(区分所有者等の1/2以上の同意が必要)等 ③建物の所有者等	①80万円 ②2,000万円 ③100万円	1/2		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
	葛飾区耐震アドバイザー助成制度	補助		○			昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンション(延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上のもの。)	マンションの管理組合(管理組合が組織されていない場合にあつては、マンションの区分所有者全員で構成された任意の団体が当該区分所有者の全員が経費の支払いについて同意しているもの。)	2万円(助成対象建築物を単位とし、1つの建築物について10回を限度とする。)	2/3		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
葛飾区	葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成制度	補助	○	○		○	<p>【診断】 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物で特定緊急輸送道路に面し、その高さが道路幅のおおむね1/2を超えるもの。 【改修設計】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物で、建築基準法に著しく違反していないもの。 【改修】 区の耐震改修設計助成を受けた建築物のうち、建築基準法に著しく違反していないもの。かつ、耐震補強設計等の評価結果が安全性を満足する建築物。 【建替え】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物。 【除却】 区の耐震診断助成を受けた建築物のうち、補強が必要と判断された建築物。</p>	<p>・特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者 ・分譲マンションの管理組合又は区分所有者の代表者 ・共同で所有する建築物等の共有者全員によって合意された代表者</p>	<p>【診断】 対象建築物の延べ面積に対し、 ①1,000㎡以下の部分：2,000円/㎡ ②1,000㎡超～2,000㎡以下の部分：1,500円/㎡ ③2,000㎡超の部分：1,000円/㎡ ④延べ面積が3,000㎡未満の対象建築物1階当たり150,000円を加算 ※①～④の合計と実費費用を比較し低い額 【改修設計】 対象建築物の延べ面積に対し、 ①1,000㎡以下の部分：2,000円/㎡ ②1,000㎡超～2,000㎡以下の部分：1,500円/㎡ ③2,000㎡超の部分：1,000円/㎡ ※①～③の合計と実費費用を比較し低い額 【改修】 『一般的な耐震改修工事』 《住宅(分譲マンション除く)の場合》 ①対象建築物の延べ面積×32,600円/㎡かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※①の合計と実費費用を比較し低い額 《上記以外の場合》 ②対象建築物の延べ面積×47,300円/㎡かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※②の合計と実費費用を比較し低い額 『免震工法等の特殊工法』 ③対象建築物の延べ面積×80,000円/㎡かつ、1棟当たり473,000,000円以内 ※③の合計と実費費用を比較し低い額 【建替え】 耐震改修工事に要する費用相当分とする。 (算定は既存建築物の延べ面積) 【除却】 耐震改修工事に要する費用以内、かつ除却に要する費用以内とする。</p>	<p>【診断】 助成対象費10/10 『10,000㎡超～15,000㎡以下の建築物(分譲マンション除く)』 助成対象費の1/3+770万円以内 『15,000㎡超の建築物(分譲マンション除く)』 助成対象費の4/5以内 【改修設計】 助成対象費の5/6 【改修・建替え・除却】 『5,000㎡以下の部分』 助成対象費の5/6 『5,000㎡超の部分』 助成対象費の1/2</p>		都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8552	
江戸川区	江戸川区耐震コンサルタント派遣制度	技術者派遣	○				昭和56年5月31日以前に着工した区内にある個人所有の戸建住宅	対象建築物所有者で現在居住している方	区が全額負担	10/10	区が委託するコンサルタント(建築士)を派遣し、住まいの耐震対策についての調査・相談を行う。	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修設計等助成事業	補助	○				江戸川区耐震コンサルタント派遣制度を受けた非木造住宅で、事前調査により、精密診断時に必要な図書類が揃っている住宅	対象建築物所有者で現在居住している方	45万円	80%	精密診断により求めるIs値が、0.6以上となる設計に対して助成	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428
	江戸川区戸建住宅耐震改修工事助成事業	補助	○				江戸川区戸建住宅耐震改修設計等助成事業実施要綱に基づく助成を受け、改修設計等を作成した住宅	対象建築物所有者で現在居住している方	150万円	①住民税非課税世帯2/3 ②住民税課税世帯50%	精密診断により求めるIs値が、0.6以上となる工事に対して助成	都市開発部住宅課計画係	03-5662-6387	2428

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
江戸川区	江戸川区住宅リフォーム資金融資あっせん	利子補給	○				江戸川区耐震コンサルタント派遣制度の診断結果により、耐震性能を向上させるために必要とする補強工事(建築基準法等の関係法令を遵守しているもの)	・江戸川区民であること ・住宅所有者または住宅所有者と同居する直系親族	工事費の80%以内で500万円以下	1.5%を超える部分を利子補給	その他条件 ・住民税を滞納していないこと ・年収が年間返済額の3倍以上あること ・一般社団法人しんきん保証基金の保証または住宅融資保険(連帯保証人必要)	都市開発部住宅課相談係	03-5662-0517	2772
江戸川区	江戸川区耐震アドバイザー派遣制度	技術者派遣		○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物 ①分譲マンション ②私立幼稚園・私立保育園	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者	区が全額負担	10/10	建築物所有者の求めに応じ、区が委託する団体が派遣する耐震アドバイザーが、耐震化に関する相談、分譲マンション管理組合の合意形成等の相談を行う。	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
江戸川区	江戸川区建築物耐震診断助成事業	補助		○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物 ①分譲マンション ②私立幼稚園・私立保育園	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (①は、区分所有者の1/2以上の同意が必要)	補助限度額なし	2/3	助成対象経費に面積による限度あり。 ・1,000㎡以下の部分2,000円/㎡ ・2,000㎡以下の部分1,500円/㎡	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
江戸川区	江戸川区建築物耐震改修設計助成事業	補助		○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物 ①分譲マンション ②私立幼稚園・私立保育園	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (①は、区分所有者の3/4以上の同意が必要)	補助限度額なし	2/3	助成対象経費に面積による限度あり。 ・1,000㎡以下の部分2,000円/㎡ ・2,000㎡以下の部分1,500円/㎡ ・2,000㎡超の部分1,000円/㎡	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
		補助		○	○		昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物 ①分譲マンション ②私立幼稚園・私立保育園	対象建築物を所有する個人、法人、区分所有建築物の代表者 (①は、区分所有者の3/4以上の同意が必要)	①100万円/戸 ②補助限度額なし	①50% ②2/3	助成対象経費に面積等による限度あり。 47,300円/㎡ (免震工法等の特殊工法は80,000円/㎡)	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106	2537
八王子市	分譲マンションアドバイザー派遣	派遣		○			昭56年5月以前に建てられた地階を除く階数が3階以上の分譲マンション	対象分譲マンションの管理組合	市が全額負担	10/10		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
八王子市	分譲マンション耐震化促進補助金交付事業(耐震診断事業)	補助		○			①昭和56年5月以前に建てられた地階を除く階数が3階以上の分譲マンション②耐火建築物又は準耐火建築物であること③建築基準法及びその他関係法令に違反していないこと	対象分譲マンションの管理組合	面積区分による助成基準単価が上限で予算の範囲内	2/3		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
八王子市	分譲マンション耐震化促進補助金交付事業(耐震補強設計事業)	補助		○			①昭和56年5月以前に建てられた地階を除く階数が3階以上の分譲マンション②耐火建築物又は準耐火建築物であること③建築基準法及びその他関係法令に違反していないこと④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの⑤改修後Is値が0.6以上に計画されるもの	対象分譲マンションの管理組合	面積による助成基準単価が上限で予算の範囲内	2/3		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404
八王子市	分譲マンション耐震化促進補助金交付事業(耐震改修工事事業)	補助		○			①昭和56年5月以前に建てられた地階を除く階数が3階以上の分譲マンション②耐火建築物又は準耐火建築物であること③建築基準法及びその他関係法令に違反していないこと④耐震診断の結果Is値が0.6未満のもの⑤改修	対象分譲マンションの管理組合	面積による助成基準単価が上限。ただし戸数1戸につき50万円を乗じた額が限度で予算の範囲内	23%		まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260	3404

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先				
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線	
武蔵野市	分譲マンションアドバイザー派遣制度	技術者派遣		○			市内の分譲マンション	分譲マンションの管理組合または区分所有者の代表者	市が全額負担			円滑な建替え、改修を支援するためにアドバイザーが必要な管理組合等に専門家を派遣し、助言及び指導を行う。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間住宅耐震診断助成制度	補助	○	○			昭56年5月31日以前に着工された市内の民間住宅	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	①延面積が1000㎡以上かつ地上3階建以上の分譲マンション200万円 ②上記以外の分譲マンション・賃貸マンション100万 ③戸建・共同住宅 20万円	2/3		①については構造評定機関で取得した評定書が必要。 ※マンションとは5戸以上で非木造のものをいう。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間住宅耐震改修助成制度	補助	○	○			昭56年5月31日以前に着工された民間住宅で、耐震診断の結果、耐震補強が必要と認められたもの。	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	補強設計 ①延面積が1000㎡以上かつ地上3階建以上の分譲マンション200万円 ②上記以外の分譲マンション・賃貸マンション100万 耐震改修 ①延面積が1000㎡以上かつ地上3階建以上の分譲マンション50万円/戸(上限1500万円) ②上記以外の分譲マンション20万円/戸(上限600万円) ③戸建・共同住宅100万	2/3		①については構造評定機関で取得した評定書が必要。 ※マンションとは5戸以上で非木造のものをいう。	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	民間建築物耐震診断助成制度	補助	○	○	○	○	昭56年6月1日以降に着工された民間住宅および昭56年5月31日以前に着工された住宅を除く民間建築物	対象住宅を所有する個人。ただし区分所有建築物、共有建築物にあっては代表者。	簡易診断 15万円 一般診断 20万円	1/2			都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872
	安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震助成制度	補助			○	○	昭56年5月31日以前に着工された非住宅の民間建築物(延べ面積3,000㎡未満で商業系地域にあるもの)	対象建築物を所有する者。ただし区分所有建築物にあっては代表者又は法人、共有建築物にあっては代表者。	診断 20万円 補強設計 20万円 改修・建替え 延べ面積100㎡まで20万円。これに1㎡を超えるごとに1,000円を加算した額(上限310万円)	1/2			都市整備部住宅対策課	0422-60-1905	2872

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先		
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL
調布市	分譲マンション耐震診断助成制度	補助	○			・昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、及び工事に着手した3階以上(地階除く)の分譲マンション。 ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、耐火または準耐火建築物 ・2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分がある共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。)	分譲マンションの管理組合又は区分所有者全員の同意により選任された代表者	100万円	①耐震診断事業の実施に要する実支出額 ②助成対象分譲マンションの延べ面積に1㎡当たり2,000円を乗じて得た額 ③100万円【上限額】 ※①、②及び③のうち、最も少ない額とする	耐震診断結果に対して、指定評定機関による技術的評価(評定書)が必要	都市整備部住宅課	042-484-7111	7545
町田市	町田市分譲マンション耐震化促進アドバイザー助成制度	補助	○			・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。 ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以降に建築確認を受けた後、設計図書などの偽装を原因として建築時点で適格性を失っていたことが判明し、所管の特定行政庁から国土交通省にその旨が連絡されたもの。	分譲マンション管理組合	2.1万円/回、耐震診断について3回まで、耐震設計について3回まで		対象者からの申請に応じてアドバイザー(市が指定した機関から選定)が、耐震診断及び耐震設計において、専門的見地から助言及び指導を行う。	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市分譲マンション耐震診断事業助成制度	補助	○			・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたもの。 ・市内に存する分譲マンション(耐火又は準耐火)で、昭和56年5月31日以降に建築確認を受けた後、設計図書などの偽装を原因として建築時点で適格性を失っていたことが判明し、所管の特定行政庁から国土交通省にその旨が連絡されたもの。	分譲マンション管理組合であり、耐震診断を受けることについて、区分所有者の半数以上の者の同意を得ること	助成基準により算出した額と実支出額と比較し少ないほうの額。500万円	2/3	建築物の耐震改修の促進に関する法律の技術上の指針となるべき事項に基づき耐震性能の判定を行うこと。	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市分譲マンション耐震改修事業(設計)助成制度	補助	○			市の助成に基づく耐震診断を行った結果、耐震改修が必要である診断された分譲マンション	対象となった分譲マンションの管理組合で、耐震改修設計を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	助成基準により算出した額と実支出額と比較し少ないほうの額。500万円	2/3	耐震改修促進法第8条に規定する認定書	都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067
	町田市分譲マンション耐震改修事業(工事)助成制度	補助	○			市の助成に基づく耐震改修設計を行った分譲マンション	対象となった分譲マンションの管理組合で、耐震改修工事を行うことについて、区分所有者の4分の3以上の者の同意を得ること	50万円/戸、2000万円/棟	2/3		都市づくり部 建物住宅対策課 安全街づくり係	042-724-4269	4067

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震助成制度については、「緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧」をご覧ください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成対象				助成制度の対象等				所管行政庁 問合せ先			
			戸建て住宅	共同住宅	非住宅特建	その他	対象となる建築物	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 又は 融資対象限度額	補助率 又は 利子補給率 (上限)	備考	担当課	TEL	内線
小金井市	小金井市住宅増改築資金融資あっせん制度	利子補給	○				申請者が住むための家屋借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られていること	市内に1年以上居住しているもので、引き続き居住の見込みのあるもの 市民税を滞納していないこと 連帯保証人があること	融資限度額400万円	補給率 1/2		都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861	
国立市	分譲マンション耐震診断助成事業	補助		○			国立市内に存する耐火建築物又は準耐火建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物。耐震診断に必要な設計図書が備わっていること。	マンション管理組合であり、区分所有者の半数以上の合意を得たもの。	診断費用の3分の2を乗じて得た額又は限度額の3分の2を乗じて得た額のどちらか低い額 1,000㎡以上2,000㎡未満:延べ面積×1,500円/㎡ 2,000㎡以上:延べ面積×1,000円/㎡	2/3		都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111	361
狛江市	狛江市分譲マンション耐震診断助成金交付制度	補助		○			・昭和56年5月31日以前(旧建築基準法)に建築 ・市内の延べ面積1000㎡以上、地階を除く階数3以上 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・過半が住居の用に供しているもの ・賃貸住宅以外	対象マンションの管理組合で、区分所有者全員の半数以上の合意を得て、市長が認定したもの	50万円	1/3	市は以下の4団体を耐震診断機関として推奨しています。 1 特定非営利活動法人耐震総合安全機構 2 (社)日本建築構造技術者協会 3 (社)日本建築家協会関東甲信越支部メンテナンス部会 4 (社)東京都建築士事務所協会	建設環境部都市整備課企画計画係	03-3430-1111	2543
多摩市	多摩市非木造住宅耐震診断助成金	助成	○	○			昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた市内の非木造住宅	対象住宅の所有者。区分所有建築物にあっては代表者	一戸につき5万円を限度とし、100万円を限度。	2分の1		都市整備部 都市計画課	042-338-6817	2783
西東京市	分譲マンションアドバイザー派遣事業			○			昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた市内の分譲マンション	分譲マンション管理組合又は区分所有者の代表者	市が全額負担		分譲マンションの管理組合等に対し耐震診断、耐震改修、維持管理等に関する助言、指導等を行うためにアドバイザーを派遣する。 ・市と委託契約をした団体を派遣。 1建物につき3回まで	都市整備部都市計画課住宅対策係	042-438-4051	